

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）改正附則第11条第1項の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月26日

幕別町長 飯田 晴義

記

対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
忠類地区（忠類集落）	令和3年2月24日作成 令和4年3月29日更新 令和5年3月30日更新	令和6年3月26日

1 対象地区の状況

①地区内の耕地面積	4,759.30ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4,396.71ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計	141.88ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	17.29ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	82.62ha
iii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	41.97ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	208.80ha
⑤地区内における地域の中心経営体の状況	個人 44経営体 法人 22経営体
(備考)	

2 対象地区の課題

今のところ、担い手は十分確保されており、意向調査では、65歳以上の担い手の耕作面積が141.88haと地区内耕作面積の3.0%であることから、経営移譲や法人化による規模拡大が進んでいる傾向にあるが、今後5年、10年先を見据えて、後継者の確保及び地区内の中心経営体等による農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安定的な農業経営を維持していくために、地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持しつつ、今後、農業人口の減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、公益財団法人幕別町農業振興公社が行う農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業を活用し、地区内の中心経営体への農地の利用集積を進め、効率的な農地利用を図るとともに、高付加価値化や新規就農者の確保の取り組みを進め、更なる地域農業の発展を目指す。